

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成 29 年 9 月 4 日

環境大臣 中川 雅治 殿

申請者

住 所 新潟県柏崎市青山町 1 6 番地 4 6

氏 名 東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

執行役員 柏崎刈羽原子力発電所長 設楽 親

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 の規定により、船舶からの
~~第 18 条の 2 第 1 項~~ 海洋施設
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：柏崎刈羽原子力発電所の専用港湾における浚渫事業に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1 のとおり）
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	平成 29 年 10 月 10 日～平成 33 年 10 月 9 日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 132,000m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	平成 29 年 10 月 10 日～平成 30 年 10 月 9 日：33,000m ³ 平成 30 年 10 月 10 日～平成 31 年 10 月 9 日：33,000m ³ 平成 31 年 10 月 10 日～平成 32 年 10 月 9 日：33,000m ³ 平成 32 年 10 月 10 日～平成 33 年 10 月 9 日：33,000m ³
	廃棄物の排出海域	以下の 4 点からなる 500m×500m の正方形の海域 北緯 37° 24' 55.0" 東経 138° 33' 44.6" 北緯 37° 24' 40.6" 東経 138° 33' 35.4" 北緯 37° 24' 47.6" 東経 138° 34' 02.7" 北緯 37° 24' 33.2" 東経 138° 33' 53.5" 排出海域位置図は、別紙-2 のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法。 具体的な方法は、別紙-2 のとおり なお、当該船舶の航行中に排出しない。
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-3 のとおり
	監視の頻度	別紙-3 のとおり

備考

- ※の欄は記載しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)
 環境省 大気環境局水環境課
 平成 29.9.04
 環水大収第 1709042 号